

定年に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）の評議員、役員、委員会委員および本協会が委嘱する講習会等の講師ならびに強化スタッフ（以下「役員等」という。）の定年に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において評議員とは、定款第14条に定める評議員をいう。

2 本規程において役員とは、定款第29条に定める理事および監事をいう。

3 本規程において委員会委員とは、定款第49条に定める委員会委員をいう。

4 本規程において講習会等とは、本協会の定款第49条に定める委員会が主管する講習会および研修会をいう。

5 本規程において講習会等の講師とは、講習会等で講師を務め、かつ講師謝金の支給対象となる者をいう。

6 本規程において強化スタッフとは、本協会が構成するチームの監督、コーチ等のチームスタッフであり、かつスタッフ謝金の支給対象者または業務委託契約を本協会と締結した者をいう。

(定年)

第3条 評議員、役員および委員会委員は、選任基準日においてその年齢が70歳未満でなければならない。

2 前項にもかかわらず、評議員および役員が任期中に役員候補者推薦委員会または評議員選定委員会の委員を務める場合は、この限りでない。

3 評議員、役員および委員会委員の選任基準日は、就任日とする。

4 講習会等の講師は、講習会等の開催日においてその年齢が原則的に70歳未満でなければならない。

5 強化スタッフは、スタッフ委嘱日においてその年齢が65歳未満でなければならない。

(評議員、役員および委員会委員の任期)

第4条 評議員の任期は、定款第16条の定めによる。

2 役員の任期は、定款第33条の定めによる。

- 3 委員会委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会後の次期委員会体制を決定する理事会終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された委員会委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお委員会委員としての権利義務を有する。

(退任)

第5条 評議員、役員および委員会委員が任期の途中において70歳を迎えた場合、その評議員、役員および委員会委員は任期が満了するまでは評議員、役員および委員会委員として在任し、任期満了をもって退任する。

- 2 強化スタッフが委嘱期間の途中において65歳を迎えた場合、その強化スタッフは委嘱期間が満了するまでは強化スタッフとして在任し、委嘱期間満了をもって退任する。

(職員の定年)

第6条 職員の定年に関する事項は、就業規則の定めに従う。

(名誉役員の定年)

第7条 名誉役員の定年に関する事項は、名誉役員の定めに従う。

(規程の改廃)

第8条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

- 1 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（平成23年2月1日）から施行する。
- 2 本規程は2014年3月19日から施行する。
- 3 本規程は2016年6月7日から施行する。
- 4 本規程は2016年9月13日から施行する。
- 5 本規程は2017年8月29日から施行する。
- 6 本規程は2018年1月16日から施行する。
- 7 本規程は2022年10月13日から施行する。
- 8 本規程は2025年10月22日から施行する。